

PTA会則(案)

2023年4月28日



上辺見小学校PTA

上 辺 見 小 学 校 P T A 会 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は上辺見小学校PTAという。
- 第 2 条 本会の事務所は上辺見小学校内におく。
- 第 3 条 本会は上辺見小学校児童の保護者、教職員をもって構成する。

第 2 章 目 的

- 第 4 条 本会は学校との連絡を密にして、児童の福祉を推進することを目的とする。
- 第 5 条 本会は前項の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 学校と会員の連絡提携
 - (2) 会員相互の親睦
 - (3) 教育懇談会及び、講演会等の開催
 - (4) 児童福祉に関する事項
 - (5) その他本会に必要な事項

第 3 章 機 関

- 第 6 条 本会に次の機関をおく。
- (1) 総会
 - (2) 運営委員会
 - (3) 企画委員会
- 第 7 条 総会は毎年 4 月に定例会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 第 8 条 総会は会長が招集し、次の事項を審議し承認決定する。
- (1) 会則の制定、及び変更に関する事項
 - (2) 本会の事業計画に関する事項、及び予算の決定
 - (3) 新役員、及び決算の承認
 - (4) 一般会務報告
- 第 9 条 運営委員会は、企画委員・学級委員長・各専門正副委員長で構成し、次のことを行う。
- (1) 総会を必要としない事項の決議決定
 - (2) PTA全般についての運営
 - (3) 各種事業の運営、及び審議検討
 - (4) その他必要な事項

第10条 企画委員会は会長、副会長及び書記、会計で構成し一般会務を処理執行する。

- (1) 決議決定事項の処理執行
- (2) 事業の企画立案
- (3) 総会に提案する議案の作成
- (4) その他必要な事項の処理執行

第4章 委員会

第11条 本会に次の委員会、及び特別委員会をおく。

- (1) 学年委員会
- (2) 学級委員会
- (3) 専門委員会
 - ・ 教養委員会
 - ・ 施設体育委員会
 - ・ 広報委員会
 - ・ 厚生給食委員会
- (4) 児童安全委員会
- (5) 特別委員会
 - ・ 女性ネットワーク委員
 - ・ 家庭教育学級推進委員

第12条 学年委員会は学級委員長で構成し、学年に必要な事項の企画立案を行う。

第13条 学級委員会は学級委員長、及びその学級から選出された各専門委員で構成し、学級に必要な事項の運営を図る。

第14条 専門委員会は専門的な事業を分担し、その専門部分の企画立案と運営を執行すると共に専門委員会の必要な事業の処理執行を行う。但し、児童安全委員会は児童の登下校の交通安全指導にあたり、各地区より選出された地区委員をもって構成する。尚、児童を育成する諸機関との連絡を密にする。特別委員会の委員は他校の委員との連携をとり、本校への連絡を密にする。

第5章 役員を選出

第15条 本会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名（教職員1名含）
- (3) 書記 3名（教職員1名含）
- (4) 会計 3名（教職員1名含）
- (5) 会計監査 2名

- 第16条 会長、副会長、会計監査は選考委員会を設けて選考し総会で決定する。尚
役員の任期は1年を原則とする。
但し、再任は妨げない。
- 第17条 学年委員長は各学級より選出された学級委員長の中から互選とし、学級委
員長を兼任するものとする。
- 第18条 学級委員長はその学級の互選とし、選出された学級委員長は自動的に学年
委員となる。
- 第19条 専門委員長は各学級より選出された各専門委員の互選としその専門委員会
の責任者とする。

第6章 役員の仕事

- 第20条 役員の仕事は次の通りとする。
- (1) 会長は本会の代表であって会務を統轄する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。
 - (3) 書記は本会の総合的な事務処理を行う。
 - (4) 会計は本会の会計事務の処理を行う。
 - (5) 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告しなければなら
ない。

第7章 会計

- 第21条 本会の経費は会費、及び寄付金等によってまかなう。
- 第22条 会費の徴収は児童の人数にかかわらず一戸当たり1ヶ月400円とする。
- 第23条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 その他

- 第24条 本会は他の小、中学校PTAと連絡、及び会議をもつことができる。
- 第25条 この会則の改廃については総会の決議承認を得なければならない。
- 第26条 この会則の実施に必要な規程は運営委員会の審議を経て定めることができ
る。

付 則 この会則は昭和44年4月28日より実施する。

- (1) 昭和45年 4月21日 一部改正
- (2) 昭和52年 4月21日 改 正
- (3) 昭和53年 4月15日 一部改正
- (4) 昭和55年 4月22日 一部改正
- (5) 昭和58年 4月16日 一部改正
- (6) 平成 4年 4月18日 一部改正
- (7) 平成14年 4月18日 一部改正
- (8) 平成18年 4月27日 一部改正
- (9) 平成20年 4月28日 一部改正
- (10) 平成21年 4月15日 一部改正

上辺見小学校 P T A 運営規程

第 1 章 役員選考等会の設置、 及び委員の選出

- 第 1 条 役員選考会の構成及び役員の選出は次のようにして行う。
- (1) 学級委員長、専門委員長、企画委員の会計・書記をもって構成する。
 - (2) 選考委員会では会長、副会長、会計監査を選考し、4月の総会に承認を求めらる。
 - (3) 選考委員長は委員の互選とする。
 - (4) 書記及び会計は、会長の指名とし、総会に報告する。
- 第 2 条 役員及び会計監査の就任は次による。
- (1) 役員及び会計監査は承認後ただちに就任しなければならない。
 - (2) 役員に欠員を生じた場合は運営委員会がこれを補充し任期は前任者の残余期間とする。

第 2 章 学年委員会及び学級委員会

- 第 3 条 学年委員及び学級委員は総会前にそれぞれ選出決定する。学年委員会には、委員長 1 名、副委員長若干名(教職員 1 名含)学級委員会は学年委員会と同様に選出する。
- 第 4 条 学年委員会の書記、会計はその委員の中から互選とする。
- 第 5 条 学年委員会は、運営委員会、専門委員会、企画委員会と連絡の上、それぞれの学年を対象とする集会及び事業を企画し実施する。
- 第 6 条 学年委員会、学級委員会は、それぞれの学年委員、学級委員で構成する。
- 第 7 条 学年委員会、学級委員会の集会は、会長に連絡の上行う。
- 第 8 条 学級委員会は児童の教育上における具体的な事項につき、保護者と教師が直接的に協議することを目的とし、学級委員会での共通的問題点はさらに、学年委員会の議題として協議の深化を図り、継続的に問題の解決を図る。

第 3 章 専門委員会等及び企画委員会

- 第 9 条 専門委員会は各学級より選出された専門委員をもって構成し、その専門委員会の必要事項を企画し、実施する。
- 第 1 0 条 専門委員会には委員長 1 名、副委員長若干名をおき、正副委員長は委員の互選とし、副委員長には教師を含むものとする。
- 第 1 1 条 正副委員長の任期は 1 年とするが留任、再選は妨げない。
- 第 1 2 条 委員会の集会等は会長に連絡の上委員長が招集し、会議の司会は委員長が行うものとする。
- 第 1 3 条 企画委員会は、役員会、委員会の意見を総合調整し、年間計画を立てる。また必要に応じて補正予算を組み運営委員会の承認を得る。
- 第 1 4 条 他の P T A、及び P T A 連絡協議会との連絡を密にする。
- 第 1 5 条 企画委員会は会員名簿を作成し、常に会員の支持関心、また異動について明らかにし、会員相互の連絡と親睦を図る。
- 第 1 6 条 その他企画委員会は会長が必要と認めた事項の処理にあたる。
- 第 1 7 条 教養委員会は次の事項を行う。
- (1) すべての会員が一層よりよい模範となるために必要な教養の向上に努める。
 - (2) 地域社会に対し、この会の教育的な催しに参加する機会を与える。
 - (3) 児童の教育に関する各種の援助を行う。
 - (4) 教育講演会等の開催に協力する。
 - (5) 視察研修等、保護者の教養を高める行事の開催をする。
 - (6) クラブ活動の計画と運営を行う。
- 第 1 8 条 施設体育委員会は次の事業を行う。
- (1) 校舎、校庭が児童の教育環境にふさわしいものであるように協力する。
 - (2) 学校の備品や設備の充実に協力する。
 - (3) 全会員による奉仕作業を計画し実施する。
 - (4) 体育に関する施設の充実に図ることに努める。
 - (5) 児童の体位向上に関する行事へ協力する。
 - (6) 運動会、P 連協議会等へ協力する。
- 第 1 9 条 広報委員会は次の事業を行う。
- (1) この会の会報を発行する。
 - (2) この会の会員に対し、会への理解を深めるように努める。
 - (3) 必要に応じてその地域社会、並びに関係団体に対し、情報、意見の交換に努める。

第20条 厚生給食委員会は次の事業を行う。

- (1) 児童の福利厚生を図る。
- (2) 保健衛生に関する施設の充実に努める。
- (3) 各種保健衛生の行事に協力する。
- (4) 学校給食の設備充実に協力する。
- (5) 学校給食の円滑な運営ができるように協力する。
- (6) 給食用具の保健衛生の施策を講ずる。

第21条 児童安全委員会（地区委員）は次の事項を行う。

- (1) 児童の家庭生活、社会生活、並びに児童相互間の自主的な集団生活を（子ども会）見守る。
- (2) 交通の多い道路を通学する児童を見守り、児童を交通事故から守る。
- (3) この会と同じ目的をもつ他の団体、または機関との連携を密にする。
（区長、町内会長、民生委員・児童委員、青少年相談員、子ども会後援会、その他）

第4章 クラブ活動

第22条 本会の会員は本人の希望によりクラブ活動に参加することができる。

第23条 本会には各種のクラブをおくことができる。

第24条 各クラブは教養委員会がとりまとめを行い、教養委員長は運営委員会に報告する。

第25条 各クラブの役員は部長1名、副部長2名とし、任期は1年とするが留任は妨げない。

第26条 クラブ活動の集会等は会長、教養委員長に連絡の上、部長が招集し司会をつとめる。

第27条 各クラブは必要に応じて講師を招くことができる。

第28条 クラブの費用や用具は、基本的に自己負担とするが、各クラブに会費より若干の補助を行う。

第5章 会計

第29条 クラブの配分金補助等については、予算に基づいて代表者が行い、収支を常に明確にしておくこと。

特別の事由が生じた場合は会長の承認を必要とする。

第30条 会費の納入は、年度始めに1ヶ年度分を、学校からの集金袋にて納入する。

第31条 会計は会費受領の際、会費納入簿に捺印し、会費納入簿を常に明確にしておかなければならない。

第6章 その他

第32条 この規程は運営委員会に於いて出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。又、改正の結果を次期総会に報告しなければならない。

第33条 本会には顧問を置くことができる。顧問は前会長及び学校長とする。

付 則 この規程は昭和44年 4月24日より適用する。

(1) 昭和53年 4月15日 一部改正

(2) 昭和55年 4月22日 一部改正

(3) 平成 元年 4月15日 一部改正

(4) 平成 9年 3月13日 一部改正

(5) 平成18年 4月27日 一部改正

(6) 平成20年 4月28日 一部改正

(7) 平成21年 4月15日 一部改正

(8) 平成25年 4月18日 一部改正

(9) 平成29年 4月22日 一部改正

(10)

上辺見小学校 P T A 表彰規程

- 第1条 会員の表彰はこの規程による。この表彰は教職員と教職員以外の二種とする。
- 第2条 教職員の表彰は転勤、退職する場合は感謝状を贈る。
- 第3条 会員の表彰は、運営委員を退任時に表彰する。
- 第4条 P T A活動に特に熱心であったものには記念品をそえて感謝状を贈る。
- 第5条 (1)本規程各条項に該当なくして表彰を必要とする場合には、運営委員会の審議を経て感謝状を贈り、増額することもできる。
(2) P T A会員以外で本校児童への教育活動等に著しい功績があったと認められる場合、P T A会長の承認のもとに、P T A総会において、その功績の紹介及び感謝状の贈呈を行う。
- 第6条 本規程は運営委員会の審議を経て改正することができる。
- 付 則 本規程は昭和44年 4月24日より通用する。
- (1) 昭和53年 4月15日 一部改正
 - (2) 昭和55年 4月22日 一部改正
 - (3) 平成 4年 4月18日 一部改正
 - (4) 平成 8年 3月12日 一部改正
 - (5) 平成18年 4月27日 一部改正

上辺見小学校 P T A 慶弔見舞規程

- 第1条 会員の慶弔及び見舞いについては本規程による。
- 第2条 慶事については次の通りとする。
- | | |
|------------|--------|
| (1) 教職員の結婚 | 5,000円 |
| (2) 教職員の出産 | 5,000円 |
- 第3条 弔事については次の通りとする。
- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 在籍児童の死亡 | 10,000円 |
| (2) 児童の父母、又は保護者の死亡 | 10,000円 |
| (3) 教職員の死亡 | 10,000円、花輪一基等 |
| (4) 教職員の父母、夫、妻、子の死亡 | 10,000円 |
- 第4条 教職員に対する病気見舞いについては次の通りとする。
- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 10日以上入院加療を要する場合 | 5,000円 |
| (2) 交通事故等、不慮の災害により10日以上療養を要する場合 | 5,000円 |
| (3) 長期療養のため休職となった場合(年1回) | 5,000円 |
- 第5条 児童に対する病気見舞いについては次の通りとする。
- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 10日以上入院加療を要する場合 | 5,000円 |
| (2) 交通事故、不慮の災害により10日以上療養を必要とする場合 | 5,000円 |
- 第6条 火災、風・水害の見舞いについては、その都度企画委員会の責任で協議し決定する。
- 第7条 特別の事情で、本規程に定めのない部分で見舞い等の必要が生じた場合は企画委員会の責任で行うことができる。
- 第8条 本規程は運営委員会で改正することができる。
- 付 則 本規程は昭和44年 4月24日より適用する。
- | | |
|-----------------|------|
| (1) 昭和53年 4月15日 | 一部改正 |
| (2) 昭和55年 4月22日 | 一部改正 |
| (3) 平成 7年 4月15日 | 一部改正 |
| (4) 平成 8年 3月12日 | 一部改正 |
| (5) 平成18年 4月27日 | 一部改正 |